

## 様式第3号（第14条関係）別紙

### 平成24年度第3回幼児教育振興審議会会議録（詳細）

1. 日時 平成24年11月29日（木） 午後2時30分～4時30分
2. 場所 市役所3階 第4委員会室
3. 議題
  - (1) 第2回審議会視察会報告について
  - (2) 子ども・子育て関連3法による変化の内容について  
その他
    - ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書  
(平成23年度対象)の報告について
    - ・次回開催日程について
4. 出席者 計23名  
会長 高尾公矢委員、副会長 鈴木みゆき委員  
委員 稲葉健二委員、大野京子委員、鈴木敬子委員、田邊美代子委員、  
田中明美委員、猪瀬ひろ委員、齊藤真由美委員、矢島勝委員  
出席委員 10名  
(欠席委員3名：富田友美委員、荻野千奈委員、石神久美子委員)  
関係課等 鎌形こども部長、萩原こども部次長、山口子育て支援課長、  
正木子育て支援課主任  
事務局 津吹教育総務部長、高坂教育総務部次長、大野教育政策課長、  
(所管課等) 伊藤就学支援課長、福田教育政策課主幹、飯島就学支援課主幹、  
木村教育政策課副主幹、佐山就学支援課副主幹、菅谷就学支援  
課副主幹

#### 【午後2時30分開会】

##### ○大野課長

皆さんこんにちは。教育政策課の大野でございます。よろしくお願ひいたします。本日はお忙しい中、またお寒い中、平成24年度第3回市川市幼児教育振興審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、富田委員、荻野委員、石神委員の3名の方からご欠席というご連絡をいただいております。あとは大野委員が多少遅れられるというご連絡がございました。この会議につきましては10名の委員の方がご出席予定でございますので、市川市幼児教育振興審議会条例、第6条第2項により、委員の方の半数以上が出席されておりますので、審議会としては成立していることをご報告申し上げます。

なお、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして本審

議会は公開とご了承いただいております。

初めに、第4号委員でいらっしゃいました齊藤隆委員の解嘱に伴いまして、後任に国府台小学校長の矢島勝様に委嘱をさせていただきました。第2回審議会視察会には所用のためご欠席でございましたが、委嘱状は事務局からお渡しさせていただいております。本日は矢島委員がご出席でございますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○矢島委員

国府台小学校の矢島と申します。前回は欠席いたしまして申し訳ありませんでした。今回審議会委員を拝命いたしましたので、皆さんとのお話し合いの中で、自分の意見も述べさせていただければと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○大野課長

どうもありがとうございました。会議に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日お配りしております次第が1枚でございます。資料1といたしまして、第2回審議会視察会報告について、これが1ページから7ページと8ページのパンフレットのコピーを含めましての資料でございます。2番目の資料としまして、子ども子育て関連3法による変化の内容についてで、A4で2段で構成してある資料で9枚ございます。最後に冊子でございます。最後に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書(平成23年度対象)、その4種類でございます。お手元にあるとは思いますけれども、不足などがありましたらお願ひいたします。なお、会議終了時間でございますが、16時30分を目処にお願いしたいと思いますが、審議の流れによりましては、多少前後することもあるかと思いますので、その点、よろしくお願ひ申し上げます。それでは、高尾会長よろしくお願ひいたします。

○高尾会長

皆さんこんにちは。これより「平成24年度第3回市川市幼児教育振興審議会」を開催いたします。第1議題でございますが、前回の審議会は7月10日の暑い日だったと思いますが、幼保一元化の先進市である習志野市立「杉の子こども園」への視察でございましたが、欠席された委員さんもおられたことから、その報告ということでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○福田主幹

資料としましては1ページから8ページまでとなっております。初めに視察会概要でございますが、視察先は、習志野市立「杉の子こども園」で

7月10日に市のマイクロバスを利用して行ってまいりました。参加者は、審議会委員9名、事務局及び関係部署12名の計21名で行いました。

習志野市側の対応者としては、こども部長さんをはじめ、参事さん、課長さんなど、また現場側では「杉の子こども園」の園長さん、室長さん、副室長さんなど計9名ほどで対応していただきました。

その時の様子ですが資料の4ページに「遊戯室での説明」とありますが、このように会場をご用意いただき説明していただきました。ここで習志野市より施設の概要説明をしていただきまして、こども園の施設の見学を行った後、遊戯室に戻りまして疑問点等についての質問に対応していただきました。

次に、2ページをご覧ください。「習志野市における幼保一元化の概要」になります。こちらは習志野市さんの方で用意いただいた資料になります。

習志野市は、文教福祉都市として、小学校に入る前のこども達の幼児教育の施策に力を入れてこられ、昭和56年には、のちに「保育一元化カリキュラム」の基となります幼保基準カリキュラムを策定されております。

20年ほど前より、幼稚園、保育園両方の資格者の採用を推進していまして、平成13年には、幼稚園・保育所の人事交流が開始されています。平成15年に中学校区を単位に7つのこども園を整備する、こども園構想を策定しております、平成16年には、就学前のこども達の施策を一括する「こども部」を設置して、平成18年4月に千葉県で第1号となる認定こども園「東習志野こども園」を開園されております。

本年の4月に今回視察しました「杉の子こども園」が開園しております。平成26年には3園目で仮称ですが「袖ヶ浦こども園」が開園予定とのことでございます。

習志野市の基本的な考え方として、こども園は「公」でという方針があり、施設の老朽化も含め、整理を進めていく中で、いろいろなこどもを取り巻く地域の実情を踏まえ、幼保一元化と「地域子育て拠点施設」の整備を推進していくということでございました。

次に、3ページから5ページの写真についてですが、施設の様子を3ページほどにまとめさせていただきました。いくつか特徴を申しますと、駐車場に12台ほど止められるようになっておりまして、地域の子育て支援の拠点という位置づけもありまして、広い駐車スペースを設けてあるようです。次の4ページですが説明を受けた遊戯室には、こちらに続く外階段を設けてあります、日曜日や夜間など「こども園」を使用しない時に地域の方々に開放できるような構造となっており地域の拠点となっているようです。遊戯室の下に「キッズホール」がありまして、広い廊下なんです

が、わざと廊下を逆に広く取って、雨の日とか、長い廊下で走り回れるよう利用しているということです。1階には、一時預かりの保育室も設けてあり、タイムリーに預けたいという人にも対応されているということです。

次に、6、7ページに主な質疑応答をまとめさせていただきました。例えば、こども園では幼稚園籍と保育園籍の児童が両方在籍していることで、子どもの発達に違いがあるのかを尋ねましたが、9時から14時まではどのお子さんにも同じ教育的な体験をさせているということで、小学校の入学に向けての心配は無いということでした。幼稚園教諭と保育園保育士の勤務体制についてということですが、今まで「幼稚園」では、朝の7時から19時まで児童がいるということは、なかった訳ですので、お子さんを見るために、職員が全員で36名いるそうなんですが、全員でのシフト制で対応しております。そのため、それまで児童の降園後、幼稚園で行っていた研修会や全体の会議を行うことが難しく、担当者が報告、連絡することを周知徹底しながらの補完が必要になってくるという内容でした。その他質疑につきましての詳細は資料をご覧いただければと思います。簡単ですが以上で第2回審議会視察会の報告とさせていただきます。

○高尾会長

ありがとうございました。今、視察の状況について説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。杉の子こども園の状況に限って議論をしてみたいと思っています。なぜ、杉の子こども園が注目されるのかは、幼保の一元化が一つあって、後で説明がありますが政府の方針が、幼稚園と保育園が明確な形で分かれていたものが、自民党は「認定こども園」、民主党政権になりまして「総合こども園」、中盤になりまして戻そうではないかと、訳のわからない状況で、又選挙があって、どうなっていくのか。いずれにしましても実際には待機児童が200名以上ですか、市川市でも存在することは事実な訳です。そのこども達をどうするのかが大きな課題になっております。

そこで幼稚園として、何か手立てができるのか、出来ないのかも含めて、今後検討していかなければいけない課題だろうと思います。そういうことも含めまして、幼稚園側からのご意見をいただけたらと思います。

○鈴木委員

私立幼稚園の方でも、待機児童解消のための「預かり保育」に多少貢献させていただきたいと思っております。朝8時から夕方5時半までの預かり保育、そして夏休み、冬休み等の長期休暇の預かりもさせていただいております。今、冬休みの希望を取っている最中ですが、暮は28日までい

ます。新年は4日からという状況ですので、保育園と同じ状況で職員配置をしないと。人数的には保育園ほどはいませんから全職員で出勤の必要はないかと思ってはいますが、時間的には同じような体制で保育にのぞまなくてはならないと考えております。

預かりの体制を取ったことで、働きに出ましたという保護者が出てきていますが、良かったのか、悪かったのかを反すうしながら、今後のことを考えています。12月に保護者会がありますので、「母親が働くということは」ということを保護者の方にも働きかけをしたいと考えております。

ただ、幼稚園の中でも、いろいろな状況が厳しいことは伺っていますが、物品の販売等も、最低限必要な物しか購入されないし、本当に必要な物でも、お古を使われたりのような状況等がありまして、若い所帯は皆さん大変なんだなあということを幼稚園の方でも感じさせられております。

幼稚園という体制の中で、皆さんのお役に立てることができるのか、やれることはやって行きたいと考えています。

#### ○高尾会長

状況は判りましたが、預かり保育ではなくて、杉の子こども園の場合には、実際に保育園に行くべき子どもを幼稚園の中に取り込む形で進めていますが、「こども園」の形は可能なんでしょうか。

#### ○鈴木委員

うちは、満3歳からしておりますが、保育の内容にもよると思います。ただ横割り年齢別一斉保育の場合は、非常に難しいかと思います。うちは縦割りでモンテッソーリ教育の保育を中心にしておりますので、途中入園とか、低年齢児とか、あるいは発達支援のお子さんだとか、割と生活しやすい保育内容にしていますが、いわゆる横割り年齢別一斉保育の場合は非常に厳しいものになるのではないかと推測されます。

そういう点で、預かり保育等についても、私としては仲間に呼びかけて沢山やってもらえたらいと思っています。特にうちのように交通の非常に不便な所でも、これだけのニーズがあるということは、駅の近くにある園でしたら沢山あるのではと思いますが、「幼稚園は4時間保育」というのがありますと固執されていて、それ以上やることは幼稚園の任務ではないと考えの先生がまだ沢山いらっしゃいますので、難しいのではないかと考えています。私としては、縦割り保育の魅力を感じておりますので、低年齢の子も発達支援の子も、交じり合って生活してお互いに育ちあっていく保育を目指していますので、私自身としての抵抗はないんですが。

#### ○高尾会長

現実では非常に難しいということで、要するに待機児童の解消というこ

とについては、0～2歳が課題となる訳ですね。

○鈴木委員

園の方は、満3歳から就学前までは何とか園の努力によって少しはお手伝いが出きるかとは思いますが、0～2歳に関しては、施設設備それから教員配置等を全部変えなければいけませんので、非常に難しいと思います。

○高尾会長

田邊委員、どうですか、公立幼稚園で。

○田邊委員

習志野市さんの場合は、市の方で一括してすべてのお子さんをという、古くからの方針を変えていませんので、その方法でやっていらっしゃって、保育園の園長と幼稚園の園長の人事交流もずっと続けていらっしゃっていて、ここで「こども園化」ということになったと思いますが、市川市の場合は私立幼稚園が母体となって、最初の時期を築いていたので幼稚園の数が多分多いと思います。幼稚園でできることは、鈴木委員さんがおっしゃったように3歳～5歳の子ども達を保障してあげることを、できれば公立も合わせて、「預かり」ということの現実化に向けてやっていけば出来ないことはないと思います。以前も申し上げましたが、そういうプロジェクトを組んで受け入れ準備をしたこともありましたが、私立さんとの兼ね合いもありまして実現ができませんでした。

待機児童の0～2歳までの生活が安定できれば、やはり親の手ですべての時間を他の人に委ねるのではなく親の教育力がないと、親と子の関係が保てませんので、公立が岡崎るのは、預かりですとか3歳からの受け入れを可能にしていけば空き教室がある園もありますので、就園率も上がっていくのではないかと思います。

○高尾会長

視察しました「杉の子こども園」の印象は先生からご覧になってどうでしたか。

○田邊委員

私事ですが、自分の子どもが保育園に入った時に、やはり幼稚園の教育を受けさせたいなと実は思つたんです。他の前の先進市がやっていたこども園のケースは施設が同じで子ども達を分けていたんですが、習志野さんは保育時間の9時～2時に関しての教育を保証することに取り組んでいらして、進めているのを見ました。

また、短時間児（幼稚園籍）の保護者は、その時間の後は1割か2割しか預けないで自分の手元に帰っているということを伺ったので、そこが魅力的というのか大事な部分だと思いました。

今、国で同じ教育を受けて就学に向けてもらいたいと打ち出していますので3歳～5歳の子どもたちが幼稚園、保育園ともに同じ教育を受けることができれば、なめらかな接続という、市川市のつなぐ教育につながって行くのではないかと思います。

○高尾会長

田中委員さんは、公立幼稚園の保護者として、実際に「預かり保育」を受け入れるとか、こども園として3歳から受け入れるとかということに関しては、どういう考え方をお持ちですか。

○田中委員

3月末で幼稚園を卒園して、小学校1年生になりました、今日も「ママお仕事なので」と、お友だちのお母さんに本人を預けて来ているんですが、資料を見させていただいて、こういう市といいますか施設があることを知ってびっくりしたと言いますが、お母様方が知ったら、うらやましいと思うのではないかでしょうか。幼稚園に入れるということは、時間の感覚とか、友達とこんな事をして、こんな事が出来るようになったと勉強してきますので、お休みの時などは、これを使って作っていいかなと、いろいろな事をやるんです。これは多分幼稚園教育の成果だと思っています。

保育園のような機能があったら、ちょっとだけ預かっていただきたいなという時がありますので、こういう施設がいいなと思いました。短時間でお願いしようとは思っていますが、今日はちょっとだけ「一時預かり」を利用させてもらいたいと思う時があるので、すばらしいなと思いました。

3歳からでも、そういうことが出来るところがあればいいのではないかと思います。0歳から3歳児までのお母さん達は、もっと大変な思いをして、密接にそのお子さん達と過ごしているので、今日1日だけ使うような時に、預けさせていただいて、気分転換にもなって、お母さんもりフレッシュ出来て子どもと向き合えるのではないかと思いました。

資料を見ながら、驚きながら、うらやましいなと思いながら見させていただきました。

○高尾会長

猪瀬先生は、私立保育園として、実際に見学されて感じたことご意見があればお願いいいたします。

○猪瀬委員

「こども園」にうかがいまして、保護者側に立ちますと、理想的と言いますか、田中委員さんがおっしゃったように、非常に望ましい形かなと思いましたが、実際に運営する者、そこに従事する者は、我が園を付け合せながら考えていましたが、非常に大変な状況、難しいのではないかと感

じておりました。

いろいろな意味で改善すべき所は改善していき、方向性も違った形で考えていくと、可能かと思う部分と、おやごさんが小さいお子さんを見るというのは、本当に必要だという鈴木委員のお話を伺って、その通りだと思いつながら、我が園は保育園ですので、どうしても就労や様々な理由で保育園にお入りになっている方々がいますので、まだ0～2歳という乳児が親と離れて、どれだけのことを保育園がカバーしてあげられるのだろうかということを常に考え、担当制を導入いたしまして、出きるだけ丁寧に保育を行い、又鈴木委員さんがおっしゃったようにモンテッソーリではないんですが、それに近い形で、お母様方がお仕事をしながらも、教育的な部分を高めて欲しいという希望が入所している保護者も高いものですから、こういう保育を行って、こういう成果があるということは出していますが、出きるだけ遊びを通して社会性を身につけ、文字や数字を意識して生活ができるように、ある意味、就学に向けて準備を行っていると我が園では感じております。

実際に保護者全体を見てみると、就労が5時間位の方も割りと多いのですが、それでも仕事を終えてすぐにお迎えに来る方たちではないんです。4時半から延長保育なものですから、それまでの時間にお仕事が終えられても一度お家に帰られてお迎えに来るということがありまして、現場の者としましては、出きれば早くお迎えに来ていただきお子さんとの時間を取って欲しいと思います。保育園が開園している以上は、平日お母様のお仕事がお休みの日でも保育園に預けていらして、お母様自身のお時間を取れていらして、それは大事ですが、お子さんの体調が悪い時でも預けて来るというようなこともあるので、お母様方にはご協力下さいとお願いしています。昔、何十年前よりは、今は、お母様方のそういうことも含めてサポートしなければいけない時代だなど感じております。

「杉の子こども園」は、いろいろな意味で給食もアレルギー対応ということです。どんなに気をつけていても、アレルギーというのは、今まで反応しなかったものが、その日体調が悪かったようで唇が腫れて、あわてて病院に連れて行って手当てをしていただいたこともありますので、短時間の子ども達と長時間の子ども達と、又、0～2歳の子ども達を預かっていく中で、「幼保」ということがどういう形でやってくるのか、まだまだ我が家では、道筋が見えてきていませんので、お話しを伺いながら将来的に、待機児童が一杯ということも伺いましたし、いつも保育課さんの方からも伺っていますので、待機児童の解消は当然ですが、いずれ将来的に少子化が、数年後には必ず私どもの施設だけではなく、幼稚園にも保育園にも影

響がある位、子ども達が少なくなってきておりますので、その時にはどういうような方向で、子ども達をお預かりして行つていかなど模索している段階でございます。

○高尾会長

視察をされて、施設をご覧になってどういうように感じられましたか。

○猪瀬委員

私どもの保育園にも見学をさせていただきたいということで、市川の市議会議員さん等がお見えになった時がありました。その時にたまたま5歳の子ども達は、お昼寝をしておりませんので、お部屋で文字指導をやっておりましたら、「教育の時間を取りついていただいているのですね」というお声がありましたので、ある意味ショックを受けまして、保育園というのは全くそういう事が無いイメージなどと、私としてはちょっと嫌だったんです。保育園でも生活の場を通して、子ども達の教育的なことは行っていると思っています。ただ我が園がこども園という形でやるというのは、今の所、定員も220名もお預かりしていますので、難しいかなという感じで帰ってまいりました。

○高尾会長

齊藤委員さんは、私立保育園の保護者として、実際に「杉の子こども園」を見学された感想をお願いいたします。

○齊藤委員

施設面に関しては、新しいこともありますし、広いですし、本当にびっくりしました。施設についてはとても良く判ったんですが、1日をどういう流れで子ども達が生活しているのかという所を、数十分でも1時間でも、子ども達が生活している場を共有したかったなと思いました。

給食に関しては、みんなが同じ物と一緒に食べられるということは、いい環境だと思います。幼稚園児の教育、保育園児の生活に区切られるかと思いますが、それが半々で保育園の子も教育を受けられる、幼稚園の子も生活を通して勉強ができる、教育だけが勉強でないと思うので、生活をして行く中で培われるいろいろな社会的な勉強が出きると思うので、そういったことが共有できるのはすばらしいと思いました。

あそこまで大きくなると、結局、地域の小さい幼稚園なり保育園が廃園されて1ヶ所に集まってしまうので、今まで近くで預けられていた場所がなくなり、遠くまで行かなければいけなくなるのが不安材料かなと感じました。

○高尾会長

今、齊藤委員さんは保育所にお子さんを預けられている訳ですが、もし

杉の子こども園が側にあって、どちらかを選ぶとしたらどうされますか。

○齊藤委員

素直に、見学をした後に感じた意見は、私は今の保育園が好きです。

166名という大きなこども園で、私が預けている保育園は70名位ですが、その人数での先生方の目配りですとか、子ども達への関わり方とかがありますので、あまり人数が多くすぎると、うまく言葉が出てきませんが、今の人数で今の施設が好きです。

○高尾会長

実際に見学されたということで、稻葉委員さんから感想や今後の考え方とかを含めてお話しいただけますか。

○稻葉委員

現実的には、私たちの元には保育園を作つて欲しいとか、入れるにはどうしたらいいかという、いろいろなお話しを非常に多く受ける立場的なことに間違いはないですが、保育園を作れば待機児童が減るという構図にはなっていない、絶対的に新しいニーズを呼び水にしてしまうので、保育園が空いているなら働くというゾーンを新たに起こしてしまうので、作つても作つても待機数は増えていくので、行政は怠慢だというような言い方をされますけれど、現実的に無防備に保育園をどんどん作つていくことが必ず施策かといえば、1園作つて毎年億という補助金を出したり、1園作るごとに何億というお金を投資して、これから永久に作り続けるのかというと、そこは違うのではないかと議論しています。

そういう中で、いろいろな施策を合流させて、今の待機を解消するとか、先ほどの幼稚園での預かり保育をしてもらうとか、今を切り抜ける状態を作ることが重要であり、そういう施策が早いと思います。

私立幼稚園も預かりをやってくれる所もあるし、くれない所も当然あるし、長期休暇をどうしたらいいかとか、課題が絶対残ってしまうんです。

視察した「杉の子こども園」もそうですが、9時から14時は確かに合流していますが、そこから後の子どもは別々になることと、長期休暇は幼稚園の子達は来ない訳ですので、当然ながらカリキュラムは水遊びとか合流をしてもしなくとも大丈夫なようなカリキュラムの方向性になってしまいます。

私たちの所にも、できるなら幼稚園に行かせたいけれど、仕事があるので保育園、でも幼児教育は受けさせたい。そこには多分、先ほどのお話しのように誤解もあると思います。保育園は何もしていないのではなくて、ただ幼稚園に行くと学校に行くとすぐに何でも出来るようなイメージがすごくあって、親のいろいろな錯綜している状態が現実に出来ているのがもち

ろんあるんです。

これは、保育園だけ作れば解決するのではなくて、病後児保育、一時保育の問題や、当然並列してクリアしていかなければならないことを含めないと、ただ作っても問題も増えてしまうと思います。

8月に静岡の浜松に視察に行かせていただいて、そこは株式会社が運営する認定こども園で、自由性と地方裁量型なので、長時間保育も短時間保育もまったく合流した形で部屋も一緒、来たい時は来てい。その位自由な中で動いていることと、一時保育もあり、病後児保育も併設していて、親が帰る時に惣菜を売る場所もある、そういう発想という概念が自由なんです。好い悪いではなくて、それ位色々な形で応用ができれば、縦割りの行政とかそういう形に限らずに園ごとに動けたり、そういうものが動けるようになると、少しリラックスした形が見えてくると思うんです。加えて絶対必要なのは、保育園で終わりではなくて、今度は小学校に入った時に放課後保育クラブ、学童も延長して欲しいとか、7時まで開けて欲しいとか、やはり親の要求はここまで来ているんです。子どもと離れることを親が要求している状態で、働くなければならない極端な状態が今生まれています。

保育園と幼稚園の問題もそうですが、小学校に入って終わりではないんです。小学校からも生まれていることも含めて、現状の保育園、幼稚園の課題をクリアしながら、そこから先もトータルでケアしたり、施策を考えないと、保育園だけどんどん作りましょうをやったとしても、少子化になった時に淘汰されたり、園がつぶれたり。もし、公立幼稚園が預かり保育をガンガン始めた時に、結局は受け入れるスタイルが溢ってきた時には、どうしたらしいのか、そこだけに集中することになったり、当然公立だと園区があるので、そういう制約がある中で始められてしまうと現場が混乱するだけだと思うんです。

トータルでの物の見方をしないと、幼児教育と幼児保育だけをあんまりスポットにしてしまうと、施策的にも無理が出たり、今何とかしようということにもう少し目が行った方がいいと感じました。

#### ○高尾会長

第1議題の視察の感想ということで、受け入れられるのか受け入れられないのかを含めまして感想を言っていただきました。第2議題の法律問題になっていくんですが、今後の市川市の当面の問題は待機児童の解消なんです。だから今日、行政の方が沢山いらっしゃっていると思うんです。いかに待機児童を解消していくかということで、杉の子こども園を視察させていただいて、ああいうスタイルが一つの参考にもなるだろう、あるいは

ならないのかも含めて検討の課題であった訳です。そうすると稻葉委員さんからトータル的に物事を進めていかないといけないということも含めまして、今後の市川市の待機児童をどういう風に考えていくのか、時間を持って議論してみたいと思います。

○大野委員

行政の方に伺いたいのですが、保育園の待機児童で一番人数が多いのは何歳児ですか。対象がわからないで、受け入れ先のどこを拡大するのか論議はできないので、まずそこを教えていただけますでしょうか。

○鎌形部長

市川市の待機児童が多いのは0～2歳で、ここは8割を占めています。

○大野委員

ありがとうございます。次にお伺いしたいのが、色々な市町村が色々なことを考えていらっしゃるのですが、働いているあるいは働きたいというお母さんのお子さんだけを受け入れる形にするのか、あるいは色々な子育てが心理的に難しいとか色々な方がいらっしゃるので、お母さんの就業に関係なく預けたいと思われる方を受け入れる形にするのか。市川市としての方向性としてはどう考えていらっしゃいますか。

○鎌形部長

市川市が待機児童が多い中で、それはなかなか難しい所があります。ただ、保育園の中で「一時保育」を行っていまして、今手元に数はありませんが、かなり伸びてきております。働いていない方の利用が増加している状況がございます。働いていない方でも利用したいというニーズはあると思っております。

○大野委員

働いていない方のというのは、いわゆるリフレッシュ休暇といって月2回使えるということですか。

○鎌形部長

様々です。例えば保育園に入るというような利用の仕方以外で特定保育というのがございまして、1週間に3回働いているので利用したいとかという方もいらっしゃいます。後はご自分が介護しなければいけないのでこの時だけ預かって欲しいとか、リフレッシュという方も今はいらしています。ただ、なかなかその受け皿が少ないので、リフレッシュにしても何回も使いたいということは、制限されているという状況はございます。

○大野委員

私は杉の子こども園さんには伺うことが出来なかったのですが、幼保の一元化と言われていますけれど、まず幼稚園と保育園の違いは何かを考え

るのか。この中で実際にお子さんを、保育園に預けられた方はどの位いらっしゃいますか。

今、論議の中で出てきたのが、確かに文部科学省の管轄ですから幼稚園は教育施設、保育園は日中の保育に欠けるお子さんを預かるという厚生労働省の管轄下にありますが、今現実的にプログラムを考えてみると、幼稚園と保育園は学習プログラム的には差が無いと言ってよろしいと思います。名目上、教育施設、保育施設とはなっていますけれど、先ほどもおっしゃっていましたが保育園だから学校につながることが出来ないということはないです。私自身がついこの間まで、子ども達を延19年半に渡って公立私立併せての保育園に、お世話になっていたのですけれども、全く幼稚園に遜色ないプログラムで学芸会も運動会もありました。私は小児科の開業医なのでお子さんを見ていると、0歳1歳位から入っている方というのは、保育園の中で生活をしていて自分で1人で何かをするとなっているので、人間としての生きる力が強いように思います。幼稚園から入っている方は、2年保育だったりすると集団生活に慣れるのが精一杯という所があります。5歳6歳の子どもの勉強ということは、字を教えている文字を教えているということではなく、むしろ人間として生きていくことの基礎を作るということなので、幼稚園、保育園ではその意味は変わらないと思います。

そうすると、それぞれの年齢、つたない5年間6年間の生活経験の中のどこで集団保育を受けて小学校の入学の準備をするのが一番いいのか、それを考えた場合に、幼保一元化というのは、幼稚園で行われる場合、例えば3歳位からお母さんが働きたいというのはいいと思うのですが、0歳1歳のお子さんにとっては、ある意味ものすごい負担になると思います。

先ほど、0～2歳に8割待機児童がいることは、幼保園という形で強引に一般の幼稚園で引き受けさせていたら、確かに解消するかもしれない。だからといって今まで0歳～2歳のノウハウを持ち合わせていない幼稚園に0歳～2歳の保育を担っていただくことで、確かに待機児童という数字上は解決するかも知れませんけれど、実質的な解決といえるのか。

3歳以上のお子さんに対しましても、今までずっと一日の生活として、朝預けられて、お昼ご飯を食べて、お昼寝して午後の活動があっての中に、残る人がいて、お昼寝をしないで帰ってしまう人がいて、毎日同じ人達とガタガタ出入りする中で、落ち着いた生活が送れるのかどうか。ですから、数だけではなくて、実際の保育の質ということから考えると、幼保一元化というのは、良いようであって非常に難しい所があると思います。

むしろ幼稚園の方に、お子さんが3歳以上でお母さんが働きたいという

場合に、延長でお預かりする方を推進する方が実態には合っているのではないかと思います。0歳～2歳の方たちは、幼保園ではなくて、やはり保育園で、きちんとした所で担っていただかなければいけとを考えます。現に0歳～2歳のお子さんがいる所には看護婦さんが非常勤であっても常駐することが義務付けられていますし、特に産休明けとかを抱える場合には、医師の月に一度の検診が義務付けられています。果たして幼稚園にそこまで義務付けることが出来るのか、経済的な負担にもなりますし、幼稚園さんの方も難しいと思います。待機児童数の解消を目的とすると、実際に0～2歳が8割を占めていること、幼稚園に行っている子も保育園に行っている子も、両方の生活の質を保障することを考えると、ちょっと幼保一元化は乱暴な面があるのではないかと思います。

○高尾会長

ありがとうございました。意見として生活の面で、矢島委員さん、小学校に実際に保育園から、幼稚園から入学してくる。具体的に集団生活に溶け込めない等、感じていらっしゃることはありますか。

○矢島委員

私もきちんとしたデータを取った訳ではありませんので、感じたこととしてお話しさせていただくとすれば、お話しの中にあったように多分規模的なものがあるように思っています。保育園も大規模な所も小規模な所もあります。小規模な所から来た子は、大きな集団には慣れていないのかなと。実際に入学してくると35人学級になる訳ですが、見ていますと0～5歳の保育園で0歳児が8人であるとか、3歳児が6人であるとかの園から来ているお子さんもいる訳ですから、いきなり35人の中に入った時にはどうなのという話しになると思います。幼稚園と保育園のカリキュラム的な部分には、そんなに差が無いということでしたが、私は幼稚園の方を経験させていただいて、保育園の方は良く判らないですが、確かにいろいろな部分で経験・体験していくことが幼稚園の大きなカリキュラムです。皆さんに勘違いしていただくと困るのは、1時間が45分というのは小学校のカリキュラムなんです。幼稚園は学校のような時間の制約がないです。保育園にしても同様だと思います。知らない人は幼稚園を見ると、「何だ遊んでいるだけじゃないか」と思うわけです。先生は「面倒を見るお姉さんでしょう」というイメージがあるんですが、そこだけは払拭していただきたい。

国語、算数、理科、社会が皆さんのイメージの学習のプログラムですが、幼稚園はそういうプログラムでは無いです。5領域といいまして、健康とか自然とか環境とか、人との交わりとか、それが国語、算数にあたるもの

です。しかも、「ここからこの時間は自然の時間です」とかのカリキュラムではなく、全部一体化して、その中で子どもが人と関わって、あるいは、自分の中で自然に目をやった時にどう感じるかを見ていきながら、養っていく、育てていく、成長させていく部分が幼稚園の部分なので、そこを見てあげるという意味で、幼稚園教諭の専門性が出てくる訳なんです。

先ほどの質問に戻りますと、そういう部分を担保してくれている保育園であれば、当然入学してから保育園がどうなの、幼稚園がどうなのという部分は正直言いまして無いです。ただ大きな影響が出るとすれば、人数的な部分はあるのかなと思います。単独で幼稚園にも属さない、保育園にも属さないお子さんが、ごく稀にいまして、そういうお子さんは何をどうしていいのか判らない。上履き、下履きの置き場所も判らない。着替えの仕方も判らない。極端な例ではありますが、集団の中での経験をしていない場合は確かにあります。

正直に言いまして、学校に受け入れた時に、幼稚園がいい、保育園がいいという問題ではなくて、そこまで保育者がどういうふうに関わって、子どもの成長を年齢に応じた状況を持ってきてくれているのかという所かなという気がします。

○高尾会長

では、鈴木副会長、湧き出てくるニーズを含めて考え方をお願いします。

○鈴木副会長

視察の時に伺えず、大変失礼いたしました。翌月の8月に習志野の園長会の研修をさせていただきまして、公立の幼稚園の先生、保育園の園長先生達の研修をいたしました。0～2歳の話しをさせていただくと、一番心配をしているのが、確かにニーズは多いと思うんですけども、猪瀬委員が先ほどおっしゃったように、アウトソーシングといいますか外に出てしまえばいいという発想が危ないかなと思っています。

うちも実は小児科なんですが、保育の年数ではなくて、しっかりと愛されてくることが土台というのが、すごく大事ではないかと思っていて、幼児教育というのは、遊びを通した総合的な指導なんです。何かを教え込む教育ではなく、子どもが自ら考える力をつけていく、その過程が大事であると私は思っています。今、一番0～2歳の待機児が多い、だから預ける所を増やそうとは私もやはり思わないです。むしろ逆に、幼稚園のお母さん達が、こんな風に長く一緒に子どもと過ごして、大変なんだけれど面白いよという部分とか、あるいはじーちゃん、ばーちゃんが関わって孫育てをする中で、こういう発見もあるよとか、いろんな形で0～2歳に暖かく関わる場を作る、人を作る、仕組みを作ることが大切と思っています。

幼児教育というのは、基本的には、先ほど校長先生がおっしゃったように教科を教えることではなく、総合的に環境を通して、先生方が先を考えて配慮していく教育なので、見た目が何かが出来ることではなく、もっと先に自分で考え、自分で決めていくという力をつけていく根っこだと思っているので、そこは勘違いをされると困るかなと私も思います。

○高尾会長

おっしゃっていることは良く判りますが、実際には、先生は幼児教育と私は福祉ですから、ニーズをどういうふうに捉えて解消していくかということが問われるということです。確かに0～2歳を幼稚園で受け入れるということは、難しいということは良く判りました。それを最大限受け入れるとすれば、「一時預かり」でしか今の所はできないということが割合はつきりしたのではないでしょうか。

そうすると、湧き出てくるニーズをどういうふうに、どこかで解消せざるを得ないということになります。

○大野委員

もう1点いいですか。0～2歳が8割待機とおっしゃっているのですが、例えば3歳位になると入れるということになるのか、それとも結局はいつまでたっても空かないので、しょうがないので幼稚園に行くということで最終的に解消するのか。入れなかつた待機の人達は将来的にはどうなっているのですか。

○鎌形部長

待機児童として8割と説明させていただきましたが、人数的にいいますと、実際に保育サービスを利用している人たちは、3歳以上の子どもが多くて、0～2歳の子ども達は面積要件からも保育園全体の中での割合としては少なく預かっているという状況もございます。今、育休が1歳になつたら働くというシステムになっておりますので、その辺で働き始めるという所で、この年代の希望者が多くはなっているということです。

誤解の無いようにお話しさせていただくと、市川市は就学前の子どもたちは26,000人位おります。そのうち保育園を利用している方達は、0～5歳までですが6,500人位おります。幼稚園を利用している方達3～5歳までですが、その方達も6,500人位いますので、施設サービスを現在利用している方達は、大体半分の方達で、0～2歳までのお子さん達はほとんど在宅でお母さんと一緒に生活をしている方達が多いということで、保育園に入りたいとか入るという方達がすごい割合を占めていることでは無いということだけは誤解が無いようにしておきたい、そして在宅で働かずに生活している人達は、市川市は子育て支援を充実させてやっていますので、

そういう所を利用されているという現状がございます。お母さんと子どもで地域子育て支援センターを使ったり、つどいの広場を使ったり、保育園の交流に入っていたり、幼稚園の交流に入っていたり、様々なサービスを使いながら生活をしているという現実は沢山ありますので、保育園とか待機児童だけに特化してしまうと発想が違ってくるかと思いますので、知っておいていただきたいなと思います。

○高尾会長

実際には在宅で生活している人も、もし入れてくれるならば入りたいという人はいる訳ですよね。

○鎌形部長

先ほど鈴木委員もおっしゃっていた、幼稚園で預かり保育を始めたら働き始めた方が増えてきたという状況がありますし、稻葉委員がおっしゃっていた呼水のような、そういうことはあります。

○高尾会長

今日結論を出すとかいうことではもちろんないので、考え方として、今後どういうふうに待機児童を見ていったらいいのかを含めて、杉の子こども園のあり方というのも、考える材料の一つになるかなと思います。

○稻葉委員

会長さんがまとめられた部分で、私立幼稚園での預かり保育ですが、最初は、リフレッシュ保育であった訳ですが、上の子の保護者会があるとか、たまには映画でも見ようとかでスタートしたんですが、今はもう少し前後を延長して就労にも少し対応できるようにということで、補助金をつけたりしていますが、それも私立幼稚園さんの協力ありきでしか前提がないんです。本当に私立幼稚園32園がきっちりとやられると、短時間就労の方達は充分に保育の部分がクリアできてしまいます。例えば登園する1時間前、終わりを5時位までの就労であれば、大体何割位はそれで充分だと、パートの方達が対応出来るシステムは充分あるんですが、平日は何とか出来ても長期休暇に対して、対応力が元々設定のない園にとっては、あらたな人員を配置したり、ずっとやることによって、今までの採算面ですか、全員が希望すれば充分合う訳ですが、3人、4人のために人を置いて、それを構築したら絶対的にマイナスをしてまで、なぜ私立幼稚園がやらなくてはいけないのかとなることが一部。

決定的に一部の方は、幼児教育を私たちはやっているんだ、就労支援をやっていないという自意識の方がものすごく多いのが現実です。目線もそうですし、否定されている訳ではないですが、その意識がそこに対しての協力性が弱い所が、多分こども部も痛い所なのではと思っています。

もちろん、一部の方は動き出していますが、それを波として受け入れる状況にはないという現実にあることをご理解していただきたいと思います。

市川市は、色々なことを探っています。「認可外保育園」の方達にも、園への補助金を出したりとか、少しずつ動き出しています。何が何でも「認可」ではない、色々な所にも知っていただきたいと動き出していますが、お母さん達の意識の中に、保育園は「認可」に入れたい。

例えば一部の保護者の方は、この園でなければいやという待機をされます。空いている所があって、ここだったら入れますよと言っても、ここでなければという待機は、親の選択の上での待機というのもずいぶんあります。

そういうことも含めて、今2百何十人という国基準の待機数はもっと減ることは間違いないですが、保護者の希望でしか作れないものであるので、そこが一番痛い所であり、難しい所であると思います。

#### ○鈴木委員

0～2歳特に0歳の方は、保育園の1ヶ月に係る経費が22万とか23万とか伺いました。それだけ税金を払って、お仕事をされている方はいらっしゃらないということは、ほとんどは行政が持ち出しているということです。だったら、0～2歳の家庭で保育されているお母様方に月5万でも6万でも、支援費ではないですがお金を出していただいて、保育園の方で一時預かりの幅を広げていただいて、本当に必要な時だけ預かってくださるみたいな、市川方式ではないですが、あっちもやっている、こっちもやっているから市川もというのではなくて、市川市は0～2歳に対しては施策を組みたいと思いますというような独自の施策を組んでいただくなら、月に5万いただけるのであれば、赤ちゃん産むけれど、市川に行こうかしらという方がいないとも限らないのではとそんな事も考えて、前向きな施策を是非お願いできたらと思います。

先ほど、育休が1年ということでしたが、現場でなかなか育休1年を取らせてあげられるところはないと思います。この間、「子ども・子育て3法」についての説明会が永田町でありますと、内閣府と厚生労働省と文部科学省の3課から来て、ご説明してくださいました。その後のオフレコの時に、おっぱいを含ませているお母さんの乳首から赤ちゃんを取り上げて、そういう方達の労働力・労働力なんて、いやしいことは言ってはいけませんと発言したんです。

それよりも四大を出て、お仕事に就けないゴロゴロしている方達がいっぱいいる、その方達をきちんと労働者として仕立て上げることが厚生労働省の仕事ではないのか。厚生労働省は、まだ母乳を与えてお母さん達に、何も心配しなくていいから1年間はゆっくりお母さんとしての時間を

過ごしてくださいというメッセージを送れないんですかと怒鳴りこんでしまったんですが、先生のおっしゃる通りです、それが本当だと思うんですが、なかなか難しいとおっしゃいました。その辺が非常に残念だと思っております。私は基本的に0～2歳はご家庭で養育していただくのが一番いいことだと思います。

私自身は、預けていた派なんですが、いつ歩くかなあと思っていた子どもが、保育園で「お母さん、今日歩きました」と言われた時のがっかりした思い、家で第1歩を踏んでくれればカメラ位構えたのに、歩いてしまったのかみたいな、人様に子どもを預けて育てていただくというのは、いろいろな意味で申し訳なかったかなと思います。もう娘は大きいですが、そんな状況になっても、あの時私が仕事を辞めて育てていたらどうなっていたのかと思うことがあります。大きくなっても、そんな思いをしなくて済むように心豊かに乳児をお持ちのお母さん達に子育てをしていただけるような、日本の国にしていただけたらいいのにとつくづく思っております。

○高尾会長

結論が出たという感じがしますけれど、確かに待機児童が社会問題になっていて、数だけの問題ではないというんですが、実際に今、松戸はそんなにいないんです。我孫子市はゼロなんです。近隣で千葉市は市川市よりも多かったんですが、最近減ってきてまして、聞いてみると色々なことをやっているようです。そうすると将来、市川市は多分この辺で待機児童数がトップになってきます。行政的な施策のあり方、責任が問われてくることになる。確かにおっしゃる通り、数だけではないし、教育のあり方、保育のあり方、大変な問題がそこにあることは事実だとは思うんですが、数がこれだけいると大変な問題になってくることだけは認識しておいていただきたい。特に行政の方、認識済みとは思いますが、その上でどういう対策を立てていくのかが問われていると思います。

また、機会を設けて議論していきたいと思いますが、今の所で何がありますか。

○齊藤委員

私自身、今育休中で3月から育休が終わって復帰しなければいけない状態ですが、職場の育児休暇がもっと長く取れるようになってくれればと思いますが、期間が終わってしまうので働きにいかなければいけない状態です。今、育児が楽しくてしょうがないです。1人目と違って2人目は余裕があるので、すごく楽しくて、ただお兄ちゃんが赤ちゃん返りをしてしまったり、そういう時はあーって思ったりするんですが、職場の制度を変えることで、例えば3歳まで育児休暇を取れるとかになっていけたなら、か

なり解消されると思いますし、ただ職場での私の立場があやしくなってしまうので、難しいかとも思うんですが、やはり市川市が変わるというよりも国から変わらなければいけないのかなと思いました。

○大野委員

先ほど、鈴木委員さんは0～2歳の時に自分は預けていたけれど、預けないで家で見られたら良かったという方もいらっしゃると思います。もちろん経済的にそれが許されればいいのですが、今市川市はどんどん税収が下がっている、所得税が下がっている、ということは市民の所得が下がっているという状態です。

医院で見ても、社会保障が社会保険ではなくて国民健康保険になってくる人、生保の方がものすごく増えています。それは決して年を取った方だけの問題ではなくて若い人も就労先がない状態なので、実際的に2人で働かないと育てていけないのが経済面ですごくあると思います。

ですから、0～2歳の待機児が多いよね、0～2歳は基本的に家で見るべきだよねという所に結論を持っていって欲しくないです。もちろん、経済的に、育児をしたいと思って就業しないことが許される状況であれば、子どもの面倒をみられる、又子どもの面倒を見たいのだけど経済的に働かなければならないという状態を議論するのは、やはり国とかであって市川市で議論するには話が大き過ぎますし、結局希望的な展望しか言えないで、何の解決にもならない。だけど、少なくとも預けて働きたいと思う人は預けられるし、自分が家で面倒みたいという人は家で見られるし、その選択権を奪わないような施策をして欲しいと思います。

人によっては、家にいる事によって煮詰まってしまって、お母さんが外に出ていた方が子どもにいい教育環境を与えられる、しっかり愛することが出来ることもあります。ずっと家にいて、結果として虐待に走るお母さんもいますので、選択権を奪わない施策をしていただきたい。0歳の待機が多いということは、保育園の数は市川市は結構あるにもかかわらず、結局0歳を多く保育してくださるところが少ないとということですね。私立の保育園はほとんどが生後5・6日の産休明けで預かってくださいますけれど、公立の保育園で生後5・6日から預かってくださるところは、わずか2園しかないのです。0歳の産休明け保育は、明らかに保育園の中では不採算部分なのです。それを私立保育園だけに負わせるのが正しいのかどうか。0歳児の全体での定員を上げていくことで、幼保園のことを議題にするのであれば、この場所に保育課の方達にもご隣席いただいて、意見をいただきたいと思っております。

## ○鎌形部長

需要と供給のバランスが合うようにしたいともちろん思っております。また、0歳児の保育というのが、集団的な保育よりも個別の保育であるとか、色々な選択の仕方があると思いますので、それについては様々な手段を講じているところです。どのように分析していくのかという分析が一番重要だと思っていまして、その分析を今もずっとしている訳ですが、なかなか難しいところもあります。

今、おっしゃられたことについては、もちろん我々も感じておりますので、それについては対策をしていきたいと思っております。

## ○高尾会長

今後もまた、引き続き、議論をして行きたいと思いますが、今日のところはこの辺で終了にしたいと思います。次は国の法律に係る問題ですが、議題2の子ども・子育て関連3法による変化の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

## ○山口課長

議論の中で、行政の新たな制度ということで非常に色々なご意見をいただいた中で、まだまだ具体的でないものを説明いたしますのは大変恐縮なんですが、制度について皆様に簡単に簡単ではございますが、ご説明させていただきたいと思います。

資料に基づいてご説明させていただきますけれども、経緯につきましては、すでにご存知だと思いますので省かせていただきます。この8月10日に子ども・子育て関連3法が成立いたしております。

それでは2ページをご覧いただけるでしょうか。子ども・子育て関連3法についてご説明いたします。

新制度の根拠となります3法でございますが、教育・保育にかかります給付や地域子ども・子育て支援事業などが定められております「子ども・子育て支援法」と認定こども園の組織・財政支援・認可・指導監督等の一本化などの拡充について定められております「認定子ども園法の一部改正」と2法に伴います児童福祉法、教育公務員特例法などの「関連法律の整備等に関する法律」の3つの法律で構成されております。

次に3ページ、新制度の主な目的でございますが、一つ目として、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を行うこと二つ目として、保育の量的拡大や確保することにより、待機児童の解消や地域の保育を支援を進めること、三つ目として、地域の子ども・子育て支援の充実をはかることを目的としているものでございます。新制度の大きなポイントといたしまして、幼保一体化を進めております「認定こども園制度」の認可・指

導監督がばらばらであり、財政支援が教育と福祉で別々であったこと、設置や運営等がやりづらいなどの課題が指摘されておりました。これが今回は制度的に改善されていること、これまで様々な子育て支援に関わる財政措置が縦割りであったり、それぞれであったものが、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の財政支援として「施設型給付」が創設されたこと、これまで財政支援がされなかつた小規模な保育事業等についても「地域型保育給付」として支援がされること、

幼稚園、保育所以外の様々な地域の子ども・子育て支援の仕組みについても、事業メニューを増やしたり、財政支援が強化されることでございます。

次に、4ページ、教育・保育に係る施設と事業者でございますが、新たな、教育・保育に係る施設と事業者は、二つに分類されます。

一つは、教育・保育施設として規定されます、認定こども園、幼稚園、保育園が対象でございます。認可は、これまでと同様に県でございますが、給付については、給付支給対象施設・事業者であることの「確認」は市で行うことになり、指導監督は県と市が行うことになります。

もう一つは、地域型保育事業として規定されます、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が対象でございます。

地域型保育事業につきましては、市が認可、確認、指導監督を行うことになり、施設や事業の運営基準を条例で定めることになっております。

地域型保育事業につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきます。

次に5ページ、教育・保育施設、地域型保育に対します行政の関与の変更点についてでございます。現行と新制度のイメージ図をご覧ください。はじめに、幼稚園でございますが、新制度の施設型給付を選ばれる施設は、利用者と施設・事業者であります幼稚園との関係は、変更はございませんが、市と利用者につきましては、これまでには幼稚園就園奨励費補助金等を交付いたしておりましたが、新制度では、市が保育の必要性の認定を行いまして、給付については、幼稚園に対して県からの私学助成と市からの幼児教育振興費補助金等の交付は行わず、変わりに市から新たな給付を行うことになります。ただし、施設型給付の対象として確認を受けない私立幼稚園につきましては、これまでと同様に変更なく私学助成の継続を受けることが可能となります。次に保育園でございますが、市が利用者の保育の必要性の認定と保育園の確認指導監督を行う以外は、これまでと変更はございません。

次に、6ページ、新制度の子ども・子育て支援給付でございますが、この給付は、保護者に対します給付ではございますが、法定代理受領により、市が施設・事業者に対し支払うものでございます。施設型給付と地域型保

育給付のイメージをご覧ください。負担割合は、国が負担対象額の1/2、県が1/4という割合でございます。

新制度の大きなポイントをどのような枠組みで進めていくかでございますが、市町村がこの制度を推進する主体となり、教育を含めた市民ニーズを把握し、計画を作り給付と事業を組み合わせて地域ニーズに答えていくという役割が求められているところでございます。

新たな制度の中でもいくつかの項目についてご説明いたします。はじめに、7ページをお願いいたします。認定こども園のうち幼保連携型認定こども園の制度でございますが、現行では、幼稚園と保育園では、別々の認可・指導監督・財政措置であり、新たな制度では、すべてが一本化されることになりました。

また、設置主体につきましても、幼稚園部分は、国・地方公共団体・学校法人。保育園部分は、設置主体の制限はありませんでしたが、新制度では、国・地方公共団体・学校法人・社会福祉法人のみとなっております。

その他の幼稚園型・保育所型・地方裁量型の認定こども園についても、財政措置（施設型給付）が一本化されております。

なお、幼稚園・保育園からの移行は義務付けておらず、政策的な促進をしていくことになっております。

次に8ページ、地域型保育でございますが、そのうち、小規模保育とは、利用定員、6名から19名の施設でございます。家庭的保育とは、利用定員5人以下で保育ママなどがその対象事業となります。居宅訪問型保育とは、ベビーシッターなどでございます。

事業所内保育とは、従業員だけでなく、地域の子どもに対する保育を提供するものです。対象は、満3歳未満の保育の必要な子どもで、事業主体は、法人でなくてもよいことになっております。認可・確認・指導監督については、市が実施することになっております。

次に、9ページ、地域子ども・子育て支援事業でございますが、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画に従いまして子ども又は子どもの保護者からの相談に応じまして、必要な情報の提供及び助言等を行う利用者支援事業などの対象事業を行なうことになっております。ほとんどの事業は、現在も実施いたしておりますが、大きく内容が変わる事業といたしましては、放課後児童クラブの対象年齢は概ね10歳未満の児童となっておりますが、小学生に就学している児童と見直しがされたこと、また、設備及び運営基準について条例で定めることになったこと、一時預かりの利用拡大を図るために財政措置をすることでございます。

次に、10 ページ、市町村子ども・子育て支援事業計画でございますが、市長村及び都道府県は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の業務の円滑な実施に関する計画を定めることになっております。対象としている事業は、認定こども園・幼稚園・保育園・地域型保育のほか、一時預かりや放課後保育クラブなどの地域子ども・子育て支援事業と幼保連携型認定こども園の推進体制が対象になっています。

これらの対象事業について、ニーズ調査を行い、市を細分化した区域ごとの需要量を見込み、その需要量に対応する提供体制確保の内容を記載することになっています。

11 ページをお願いします。また、計画への努力義務記載事項といたしまして、産休・育休明けの、教育・保育施設等の円滑な利用の確保や、虐待児、障害児等にかかる都道府県施策との連携、仕事と家庭の調和をめざすワーク・ライフ・バランスについて規定されております。次の図は、計画策定の流れでございます。区域の設定ですが、25 年度の前半で対象事業の現状把握を行ない区域の設定を行い、9 月頃を目途に示されます国的基本方針に基づきまして、需要量を見込むためニーズ調査を行い、26 年度に地方版子ども・子育て会議を経て計画を策定していく、平成 26 年 9 月末までには公示を行い、県への提出が予定されています。

12 ページの地方版子ども・子育て会議でございますが、子ども・子育て支援法に基づき、国は、学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者、子どもの保護者などによる子ども・子育て会議を平成 25 年 4 月に設置いたします。同法では、市町村が設置する地方版子ども・子育て会議の設置については努力義務とされています。

この会議の役割でございますが、同法では、計画の策定・変更や認定こども園・幼稚園・保育園・地域型保育の利用定員を市で設定する際に意見を聞くことが定められていますが、その他新制度の準備にあたって重要性の高いもの、例えば、認可基準や運営基準の制定、保育料の設定、計画の区域設定、ニーズ調査項目などについても会議での審議が必要と考えています。

13 ページをお願いします。構成員は、法律では定められていませんが、審議事項を考慮いたしますと児童教育・児童福祉に関する学識経験者、保育園及び幼稚園運営関係者、地域型保育を担うことが予定されております簡易保育園運営者、子育て支援団体関係者保育園・幼稚園の保護者、市民公募などが考えられます。地方版子ども・子育て会議の設置につきましては、市川市の場合は現在検討しているところでございます。仮に設置する

ことが意思決定された場合、最も早い時期といたしましては、25年2月議会への提案が考えられます。

現在、児童福祉に関しましては、社会福祉審議会で、幼児教育に関しましては、幼児教育振興審議会でそれぞれご審議頂いているところでございます。子ども・子育て関連3法は、児童福祉と幼児教育にまたがっておりますことから、両審議会と新たな子ども・子育て会議の役割等についても、福祉部、教育委員会にご相談しながら進めてまいりたいと考えております。新たな制度の施行につきましては、政令で定める日からと定められておりますが、国においては、本格施行は、平成27年4月1日を予定されています。

次に、15ページ、本格施行までの対応といたしまして、保育緊急確保事業の実施が義務付けられています。この事業は、26年度から本格施行前日までの間、小学校就学前の子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業を市町村保育計画に基づいて実施するもので、具体的な内容については、省令で定められますが、国の説明会におきましては、小規模保育事業や家庭的保育事業、預かり保育などが考えられるとの説明がございました。

次に16ページ、幼稚園に関する情報を整理いたしますと、既存の幼稚園の新制度移行に伴います選択肢といたしましては、一つ目としては、①幼保連携型又は幼稚園型の認定こども園への移行、二つ目といたしまして②新制度の施設型給付を受けること、三つ目といたしまして③現行のまま私学助成を継続して、新制度の枠組みに入らない。二つ目の施設型給付と三つ目の現行のとおり私学助成継続との違いについては、表のとおりでございます。幼稚園の新制度移行に対する意向調査につきましては、平成26年度の早い時期に実施が予定されていると説明されているところでございます。

認定こども園への移行でございますが、すでにございます幼稚園は、設置主体によらず、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行は可能となっております。

ただし、宗教法人及び個人が設置した幼保連携型認定こども園への移行につきましては、要件がございます。また、幼保連携型認定こども園への移行の促進でございますが、現在、国で検討されております促進策といたしましては、調理室の設置の支援、保育教諭の資格の経過措置、公定価格設定におけるインセンティブの付与が考えられているとのことでした。

最後に、保護者の手続きの変化といたしましては、幼稚園への入園申込みに先立ちまして市で給付の受給者証の発行を受ける必要がありますが、

新制度の枠組みに入られない幼稚園については、どうするのか現在国で検討しているところでございます。子ども・子育て関連3法は、成立いたしましたが、具体的な内容につきましては、現在、国において検討がされているところでございます。

本市におきましても、新制度に向けて教育委員会や所管部と連携し、新制度施行までに準備をしてまいりたいと考えています。以上で、説明を終わらせていただきます。

○高尾会長

ありがとうございました。子ども・子育て関連3法による変化の内容について説明いただきましたが、これにつきまして何かご意見はありますでしょうか。鈴木委員、私立幼稚園としてどう考えたらよろしいですか。

○鈴木委員

私立幼稚園の方は、まず応諾義務に関して、非常に懸念を示している先生たちが多くおられます。特に発達支援の子どもを、ただお宅の区域にいるからということで、知識も経験もない園にポンと措置された場合、果たして保育が可能なのかというようなことを、皆さん非常に懸念されております。公定価格についても、まだ詳細については何ら説明もないので、どうなってしまうのかと非常に不安が多いというか、どうしたものだろうということで、まだ皆さんの総意を伺ってはいませんが、感覚として皆さんのが基本的には反対なんだなという感じはあります。12月5日に代表者研修会がありまして、この関連の研修をまた行う予定であります。

○高尾会長

まだ、はっきりしない訳ですけれども、国は認定こども園に移行させていくという考え方なんでしょうか。

○鈴木委員

国はそのような状況で動いておりますけれど、現場は賛成しかねるといいますか、良く状況がわからないので、慌てて手を挙げたらえらい事になるような感じがあります。最終的にそうなるだろうと先見の明のある幼稚園さんは、もう給食室を作ったり園舎等を改築なさっている園もあるので、本格施行になれば手を挙げるという構えなのかと思われる園も無きにしもあらずですが、協会全体の雰囲気から言うと、幼稚園と保育園は役割自体が今まで違ったのに、一緒にするぞという非常に乱暴なやり方で、私達からのスタンスからすると、子どものために、こういう形が必要なんだという説得であれば、もう少し判りいいですが、働く女性を支援するためにというものが冠としてあるので、その辺は納得がいかないといった感じです。

○高尾会長

国が政策的に誘導してくると、一機に行く可能性はありますよね。

○鈴木委員

今の状況で年末選挙で、政権が変わればどういうふうになるのか、どういう対応をしたらいいのかと考えている所です。

○大野委員

参考までにご存知の方がいらっしゃれば教えていただきたいのですが、幼稚園の特別支援学級、今、公立ですと「ひまわり学級」があったり、支援学校系の施設としては「あおぞらキッズ」とかありますが、そういうものについて、この3法の中で言及されているものはございますか。

○山口課長

現在の所、そこの部分については特にありません。先ほどの応諾義務については、しっかり謳われておりますけれど、まだ國の方でも次の段階だということで我々は、説明を受けている所です。

○稻葉委員

現実的にこれから先がどうなるのかは多分、国の総論としてこういうものが動いてきた時に、例えば現実的なもので、「放課後児童クラブ」、市川ですと放課後保育クラブと言いますが、小学校全部をカバーするとなると当然待機どころか、教室が足りない状態を生みます。

そうすると降りてきたはいいが預かれない状態です。小学校の教室を使うとなったら、今度は小学校が児童を指導できる状態が減ってしまう状態になる。どちらが優先なのかとなって最終的に、放課後保育クラブが学校の外に設置するしかないという、こういうスタイルまでの現場の状況を全く考えないものが降りてきてしまうことがある訳です。

ファミリー・サポートとか子育て短期支援事業であるとか総論的な、言っていることは間違ひ無いということが降りてきます。でも現場の状況が整っていないのにただ降りてきて、必ず付帯する予算付けが降りてくれればいいですが、やりなさいだけ降りてくると、当然それに付けるお金もないのに事業だけやりなさいが、どんどん降りてきてしまう現状がすべてにおいてだと思います。いい事がすごく降りてくるように見える反面、逆に言うと現実的にならない物も降りてくるのも理解した方がいいのと、子ども子育て会議というのと、幼児教育振興審議会の今の会議の何が違うのかという設定もありますね、これ以外に違う人の誰を呼んで、その会議を設定していくのか。なぜこの会議ではいけないのか、そこらへんからも含めて考えていかないといけないものも、この数年間、どう政権が変わるかはわかりませんが考えていかないと、これだけが1人歩きされても非常に困っ

てしまうという現実だと思います。

○高尾会長

ただ、感じとしては、これだけ具体化して来ている訳です。政権が変わったとしても、よほどの変わり方をしない限り、修正はあっても多分これで行くのではないかと思います。

○鈴木委員

自民党系の方に、自民党が又政権に復帰するとしたならば、これは無くなるのか伺いましたら「無くならない」と、多分多少の修正はあっても、この方向は変わらないのだということを私自身は感じています。

○高尾会長

他に、この法案について何かありますか。まだ、はっきりしない点が多くある訳ですが、時間の関係もありますので、次の議題のその他、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書（平成23年度対象）」について事務局から、説明をお願いいたします。

○大野課長

それでは私から、本日の議題のその他でございます、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書（平成23年度対象）の厚い冊子でございます。これについてお時間等もございますので、簡単に見方を中心にご説明させていただきます。

昨年の当審議会におきまして、幼児教育振興プログラムが教育振興基本計画の部門別計画でありまして計画期間の中間年となりましたことから、幼児教育振興プログラムの中間評価報告と共に、教育振興基本計画における去年の「平成22年度対象点検・評価」に基づきまして、今後の課題や方向性について教育振興基本計画とプログラムの整合性を図らせていただいたという所がございます。

それでは、お手元の資料の内容について、ご説明をさせていただきます。  
1ページをご覧下さい。教育振興基本計画は、平成21年度～25年度を計画期間としておりますが、平成21年度～平成23年度を計画期間とする前期計画と、平成24年度及び平成25年度を計画期間とする後期計画に分けることとしてございます。前期計画の実施計画の47の施策を対象としまして、平成23年度の実施事業の実績を点検するとともに施策の評価を実施したものでございます。これは毎年度行うとなっておりまして、毎年このような冊子を作るということでございます。

なお、施策の評価については、施策の達成状況について、教育委会がまず内部評価（第一次評価）を行いまして、さらに客觀性を確保するために学識経験者の知見の活用をさせていただくということで、市川市教育振興審

議会が外部評価を行いまして第二次評価を行っております。

進捗の評価内容でございますが、1ページの一番下の部分に書いてございます。A：計画通りに進められた（計画以上の進捗を含む）B：一部は計画通りに進められなかったC：計画通りに進められなかったとなっておりまして、実施事業の点検結果の進捗欄にA・B・Cの記号で現しております。市川市幼児教育振興プログラムで該当いたします事業は、90ページから105ページにございまして計画の中にあるということでございます。90ページをご覧いただけますでしょうか。基本的方向3ということで、市川の教育の姿でございます。次のページが施策一覧となっております。

92ページに施策の方向3－1・「幼児期の教育を推進するための環境を整える」とございまして◎「生きる力の基礎を育む教育の推進」◎「幼稚園・保育園・小学校の連携の推進」◎「子育て支援の充実」となっております。この3－1の評価につきましては、93ページの内部評価の結果については妥当であると外部評価からもいただいております。

その内容は具体的には、次のページにございます。94ページです。

3－1－1 生きる力の基礎を育む教育の推進という所でございまして、その下に実施事業の点検結果がございます。上から2番目、幼稚園教諭の研修の実施（公私立幼稚園合同研修会）はAという評価となっております。その下のひまわり学級（特別支援学級）の充実、これもAという評価をしてございます。以上なようなことから95ページに、内部評価の結果ということで、施策の実現は十分に図られてきているとさせていただきまして、これについては外部評価も同じような評価をいただいたという所でございます。

96ページでございます。3－1－2 幼稚園・保育園・小学校の連携の推進という項目、その中の実施事業の点検結果につきましては、一番上ですが、幼稚園教諭と保育士との交流、これはA評価。幼小連携推進モデル園・校設置及び研究の推進、これもA評価。幼稚園及び保育園と小学校の引継ぎに関するガイドラインの作成と運用、A評価。家庭教育学級運営事業（めぐみ・みのり家庭教育学級）これもAということでございます。以上のような結果、3－1－2につきましても、施策の実現は十分に図られてきているという内部評価をさせていただいているということでございます。

次に98ページ、3－1－3 子育て支援の充実でございます。一番上はすでに出ております、めぐみ・みのり家庭教育学級でございます。2番目が、幼稚園開放・未就園児保育の実施、これもA、幼稚園の子育て相談窓口設置がA、幼児教育相談事業A、幼稚園評議員制度の充実、これもA、次のページでございます。幼児教育センターの設置、これについてはBという

評価をさせていただいているところでございます。内部評価にしましては、100ページにあります通り、施策の実現は十分に図られてきているというような評価をさせていただいたところでございます。

以上のように施策の方向3-1については、内部評価、外部評価とも同じとなっており、外部評価も内部評価の結果は妥当であるという結果をいただいているところでございます。

続きまして、101ページに施策の方向3-2「一人ひとりに応じた教育的支援を推進する」の施策一覧がございまして「特別支援教育の推進」するということでございます。この中で特に該当しますのは、特別支援教育の充実の項目となっておりまして、外部評価の結果としまして102ページをご覧いただきますと、内部評価の結果については、一部に相違があるといただいておりますが、これについては特別支援教育の部分ではございません、特別支援教育については特にご意見をいただいていないということでございます。そこで3-2-1の103ページですが、特別支援教育の推進をご覧いただきますと、特別支援教育体制整備事業（特別支援教育推進計画の策定）、これもA、特別支援教育体制整備事業（スマイルプラン）これについてもAという評価をさせていただきました。

次のページ104ページの上から2段目、幼児教育相談事業これについてもAという評価をさせていただいております。以上のことから105ページになりますが施策の実現は十分に図られてきているというような内部評価をさせていただいたところでございます。外部評価につきましては特別支援については、特にご意見はいただいておりませんので、内部評価と同様と考えてよろしいかと思っております。

以上、平成23年度対象教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書のご報告とさせていただきます。お時間の関係で急いでやりましたので、後日、ご不明な点がございましたら、個別にお問い合わせいただければというふうに考えております。以上でございます。

#### ○高尾会長

ありがとうございました。今日は、時間の関係で終了したいと思いますが、次回に意見がありましたら、その時に述べていただきたいと思います。次回の開催日程について事務局からお願ひいたします。

#### ○大野課長

次回の開催でございますけれども、今年度、年4回を予定させていただいておりまして、3月の中旬か下旬になりますが、議会終了後に皆さんにお時間をいただいて開催させていただきたいと考えております。あらためてご通知はさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上

でございます。

○高尾会長

その頃になりますと、選挙も終わって、方向がだいたい決まると思ひます。それでは、これをもちまして第3回市川市幼児教育振興審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後4時30分閉会

平成25年1月22日

署名委員

会長

高尾公矢

